

第 48 表 遺産分割事件のうち認容・調停成立件数—特別受益分考慮の有無別—全家庭裁判所

	総 数	有	無	不 詳
件 数	7 872	668	6 511	693

(注) 共同相続人中に民法 903 条所定の特別受益者がいて、遺産の分割に当たりその特別受益分が考慮された事件を「有」に計上している。

第 50 表 遺産分割事件のうち認容・を除く) —遺産の内容別

遺産の価額	総 数	土 地	建 物	現 金 等	動 産 そ の 他	土 地 ・ 建 物	土 地 ・ 現 金 等
総 数	7 828	866	130	896	83	1 521	500
	(4 633)	(453)	(70)	(442)	(37)	(881)	(279)
1000 万円以下	2 279	483	96	440	47	536	110
	(1 175)	(244)	(51)	(187)	(22)	(312)	(52)
5000 万円以下	3 418	277	23	362	19	688	270
	(2 118)	(152)	(15)	(206)	(9)	(397)	(162)
1 億円以下	1 066	32	5	42	6	150	68
	(723)	(17)	(3)	(29)	(3)	(94)	(42)
5 億円以下	583	22	-	17	2	61	22
	(382)	(15)	-	(6)	-	(38)	(11)
5 億円を超える	46	1	-	-	3	5	-
	(24)	-	-	-	(1)	(3)	-
算定不能・不詳	436	51	6	35	6	81	30
	(211)	(25)	(1)	(14)	(2)	(37)	(12)

(注) ( ) 内は、代償金を支払う旨の定めがされた件数で、内数である。「現金等」とは、現金、預金及び有価証券等をいい、遺産を換価した場合も含む。

第 49 表 遺産分割事件のうち認容・調停成立で寄与分の定めのある事件数—寄与分の遺産の価額に占める割合別寄与者別—全家庭裁判所

寄与者	総 数	10 % 以 下	20 % 以 下	30 % 以 下	50 % 以 下	50 % を 超 え る	不 詳
総 数	218	89	49	20	26	2	32
配 偶 者	22	9	4	3	3	-	3
子	178	73	38	16	21	2	28
そ の 他	18	7	7	1	2	-	1

(注) 1件の遺産分割事件で、寄与分の定めのある者が複数の場合には、定められた寄与分の遺産に占める割合が大きい方を優先して集計し、それが同じ場合には配偶者を優先して集計した。

調停成立件数（「分割をしない」  
遺産の価額別—全家庭裁判所

土動 産 地そ の ・他	建 物 ・ 現 金 等	建 動 産 物そ の ・他	現 動 産 金 等 の ・他	土 現 地 ・ 金 建 物 ・ 等	土 動 地 産 ・ 建 物 ・ 他	土 動 地 産 ・ 現 金 等 の ・他	建 動 物 ・ 現 金 等 の ・他	土 現 地 ・ 金 建 物 ・ 等 の ・他
49	143	18	131	2 232	246	82	38	893
(29)	(90)	(14)	(85)	(1 412)	(149)	(49)	(28)	(615)
17	51	5	47	315	28	14	12	78
(10)	(26)	(4)	(26)	(164)	(16)	(5)	(9)	(47)
22	59	11	60	1 131	124	37	14	321
(12)	(45)	(8)	(42)	(731)	(78)	(22)	(9)	(230)
5	16	1	17	402	51	21	6	244
(3)	(12)	(1)	(12)	(281)	(36)	(17)	(4)	(169)
1	-	-	3	231	28	9	4	183
-	-	-	(3)	(153)	(16)	(5)	(4)	(131)
-	-	-	-	10	2	-	-	25
-	-	-	-	(7)	-	-	-	(13)
4	17	1	4	143	13	1	2	42
(4)	(7)	(1)	(2)	(76)	(3)	-	(2)	(25)